

規制の事前評価書要旨

【別紙4-3】

| | |
|-------------------|---|
| 法律又は政令の名称 | 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案 |
| 規制の名称 | かかりつけ医機能が発揮される制度整備 |
| 規制の区分 | 規制新設 |
| 担当部局 | 医政局総務課 |
| 評価実施時期 | 令和5年1月 |
| 規制の目的、内容及び必要性 | <p>医療の担い手の減少や医療需要の変化を踏まえ、慢性疾患を有する高齢者等の継続的な医療を要する者に対する医療を効率的に提供するための体制を確立することを目的として、地域におけるかかりつけ医機能の確保のため、慢性疾患を有する高齢者等の継続的な医療を要する者に対する医療に係るかかりつけ医機能を有する医療機関について、そのかかりつけ医機能の有無や内容に関する報告を義務づけることとする。(以下「本規制」という。)</p> <p>本規制がなされなければ、地域におけるかかりつけ医機能を把握することが困難であり、今後、さらなる高齢者の増加と生産年齢人口の急減が見込まれる中で、限りある医療資源によって、地域によって大きく異なる人口構造の変化に対し、機能分化と連携、人材の確保を十分に実施することができずに、5～10年後に適切な医療提供体制を構築していくことが困難となるおそれがあり、こうした事態を回避する必要がある。</p> |
| 直接的な費用の把握 | <p>【遵守費用】 本規制により、医療機関には、システムの導入の有無に係る費用等が発生し得るが、具体的な費用については現時点で算出することは困難である。</p> <p>【行政費用】 国及び都道府県において、医療機関からの報告を受け公表する対応が生じるため、システムの導入及び維持に係る費用や、事務負担が生じることによる人件費の増加が考えられるが、既存のシステムや他の報告制度の活用も含めて施行に向けて検討することとしており、具体的な費用を算出することは困難である。</p> |
| 直接的な効果(便益)の把握 | <p>本規制の新設に伴い、地域におけるかかりつけ医機能を医療機関が報告し公表されることで、地域の医療ニーズから見たかかりつけ医機能の過不足の状況を把握することができ、外来医療に関する地域の協議の場において、地域におけるかかりつけ医機能の状況及び当該機能の確保に向けた具体的方策を検討することが可能となる。</p> |
| 副次的な影響及び波及的な影響の把握 | 特になし |
| 費用と効果(便益)の把握 | <p>本規制を新設することで、かかりつけ医機能の報告対象となる医療機関に一定の負担が生じるものの、本規制の新設により、地域におけるかかりつけ医機能の状況を把握することができ、外来医療に関する地域の協議の場においてかかりつけ医機能を確保するための具体的方策を検討することが可能となる。</p> |

| | |
|------------|--|
| 代替案との比較 | 医療機関によるかかりつけ医機能の有無やその内容に関する報告を努力義務とする対応が考えられる。 この場合、網羅的な報告が担保されず、状況の把握について医療機関間・地域間で差が生じ、その効果が限定される。かかりつけ医機能の確保は地域によらず全国的に必要であることから、本規制を設ける必要がある。 |
| その他の関連事項 | 特になし |
| 事後評価の実施時期等 | この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 |